

議案第10号

南丹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月2日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南丹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南丹市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行			改正後(案)		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事	1 市長	社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事

	<p>業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、生活保護法による保護の実施に関する情報_____</p> <p>_____又は地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくは算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>	<p>業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、生活保護法による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくは算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
2 市長	南丹市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であつて、規則で定めるもの	住民票関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、療育手帳の交付に関する規則(平成12年京都府規則第10号)による療育手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和

		57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	南丹市子育て支援医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報(高齢者の医療の確保に関する法律によるものを除く。)、南丹市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	南丹市老人医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって、規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、南丹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和7年南丹市条例第28号)第2条の施行の日から施行する。